

福沢における「抵抗」の論理の展開 (一)

— 近代日本の政治倫理 —

西 田 毅

問題の所在

- 一 「抵抗」の論理構造(一) — 『丁丑公論』の場合 — (以上本号)
 - 二 「抵抗」の論理構造(二) — 『瘡我慢の説』の場合 —
 - 三 権力と「抵抗」 — 「抵抗」のエトスを中心として —
- 結 び

問題の所在

福沢諭吉(一八三四—一九〇一)の人と思想に関する研究や評論の類は、今日、まさに「汗牛充棟も贅ならず」といったありさまであるが、福沢の思想に対する全般的な評価や研究視角の設定、さらにまた、その広汎な思想体系に含まれる個々の理論命題自体についての価値のプライオリティの問題については、時代により、また研究者によって、大きくかわってきたことは、戦前・戦後の福沢研究史を繙く者にとっては周知の事実であろう。

福沢にかぎらず、歴史上に偉大な足跡をしるしたといわれる人物(チャールズ・オーマンのいう「歴史の進路を変えた

福沢における「抵抗」の論理の展開

大変動をまき起こした人物や、新時代を画する人々」(V. Gordon Child, History)は、豊かな内面性に支えられた活発果敢な知的営為の展開という点においては、一つの類型をかたちづくるが、その思想や行動に対する評価や解釈になると、それは、実に多岐にわたるのである。福沢の場合も多分にもれずヴァリエーションが大きい。

「卓越せる自由主義者」が、いつのまにか国家主義(国権主義)者に変貌していたり、さらに、時代の転換とともに今度は「類まれな民主主義者」として、「蘇生」というように、時間的な推移にもなって評価はプラス・マイナス二つの極点を往復運動している。

このように頻繁な価値の変遷を可能にしたものはいったい何なのであろうか。

人は、あるいはそこに、意識的な価値の操作(超学問的な動機による解釈の恣意性)の腐臭をかぎつけることも可能であらう。しかし、問題はより深く福沢思想の内部にある、と考えなければならぬ。

福沢を典型的なブルジョアイデオログとみるか(永田広志)、それとも絶対主義者ないし「新しい型のアブソリュートイスト」(服部之総)と規定するかといった、いわば、全体としての福沢思想の客観的な機能評価のレヴェルから、「自主独立」、「文明論」、「官民調和論」、「内安外競論」等の検討といった、個々の命題評価のレヴェルにおけるそれまで、さらに方法としての多視角性とあいまって、福沢の全容については未だ法則的なイメージが定着するにいたっていないといっても過言ではないであらう。

一方において福沢を「明治日本を代表する一代の良識」⁽³⁾とみ、我が日本が生んだ「一代の師、百世の法」⁽⁴⁾といういわば「人類の教師」(和辻哲郎)的な観方があるかと思えば、他方では、「絶対主義明治政権の原則的支持」⁽⁵⁾者にして「半封建的農民とそこから溢出しているプロレタリアートの運命についての徹底的非情」⁽⁶⁾の持主、という見解が生ま

れるといったように。

戦前・戦中のいわゆる「暗い谷間」の時代にあつて、うちつづく一連のファッショ的重庄の下で自らの思索と生活の羅針盤を求めていた人々の眼には、福沢の啓蒙思想は守るべきおそろく最後の自由主義の法灯⁽⁷⁾として映じたであらう。

少くともそこにおいては、戦争＝ファッショに対する抵抗という共通の目標が、福沢について存在する幾多の仮説ないし命題の対立性を相対化せしめる役割を十分に果たしたということは事実であろう。

しかし現在の時点において、われわれは、福沢の個々の理論命題をどう評価したらいいのであろうか。また一個の人間像として、その価値をどのように把握すればいいのだろうか。それは、福沢が積極的に追究しようとした問題が、明治という特殊な時代のワクを越えて、より広く近代日本全体の追究課題として正当に評価されるべき価値をもつものであれば、今日、われわれはそれをどのように理解し継承させていかなければならないのであろうかといった、いわば福沢思想の現代的意義の問題と密接な関連をもつ⁽⁸⁾。

福沢には生涯をかけて完成せられた実に膨大な著述がある。そうして、作品全体に「慨世憂国の至情」が脉々と流れている。

あるいはそれは、福沢にかぎらず、幕末・維新という大きな価値の転換期に生きた多くの知識人に共通にみられる現象であるといえるかもしれない。

しかし、「抵抗」の問題は、福沢にあつては国の内外にむけて発せられた警世の言であるとともに、実に国民一人一人の主体のあり方に関するきびしい思索のテーマでもあつた。

したがって、この問題を狭く一個の抽象命題の中にとちこめたり、あるいは、具体的状況における「一回限り」の対応の指針といった「時論」の特殊性に限定して考えたりすることはできない。

本稿でとりあげようとする「抵抗」の問題は、実に、福沢の思想構造を考え、思想のあり方を問題にする上で、みすごすことのできない原理であるばかりでなく、福沢という一個の人格を内面において支える基本的な精神態度でもあった。したがってそれは、かれの学問論や文明論のように、特定の著述の中で具体的に論じられているというのではなく、全著作を貫ぬくライト・モチーフなのであった。

それでは一体福沢は「抵抗」の問題をどのように考えたのであろうか。即ち、「抵抗」のカテゴリーを構成する基本的ファクターとして何を指定したのか。そうしてまた「抵抗」の思想が、福沢の思想、なかんづく政治思想の中でどのような重さを持つのであるかということ、しかも、パトスとしての「抵抗」を生み出す福沢の内奥の「哲学」は何か。

これらのいくつかの論点を、福沢思想における「伝統」と「近代」という二つの思想的契機の連関という基本視角に立って、ここでは主として福沢思想の「伝統」的契機の機能と意味に着目しながら問題にしてみたい。

しばしばいわれるように、福沢思想における「伝統」的な精神、とくにその倫理は、現代と全く切放された歴史的過去の一点においてのみ存在意義を見出しうべきものなのであろうか。そこには、時間・空間を越えて妥当する普遍的価値は存在しないのであろうか。

だがしかし、もし福沢思想の「伝統」的素因——有名な儒教批判（「神道や儒教の権力依存主義尚古主義を排し、仏教やヤソ教に対して一種の合理主義的な考へかたによる批判を加へている」〔津田左右吉〕）に象徴されているように、かれこそ最

も勇敢に、「伝統」的な日本思想（道徳）に対する不信（「伝統」的な道徳諸觀念が日本の文明の發達を妨げてきたとする）の氣持を公にした思想家であるが——が、今日なお何らかの歴史的意義をとどめうるとするならば、その實質内容は果たしていかなるものであり、又それはいかなる意味においてそういうものであるのか。

「近代の合理主義者」福沢のイメージからすれば、数多い著作の中でもひととき異彩を放っているとみられる資料（『丁丑公論』、『瘠我慢の説』等）を中心に、とくにそこに展開せられている「抵抗」の論理の分析を通して、福沢における「伝統」的思考方法の再検討ないし再評価という角度から以上の問題点の整理を試みるのが本稿の課題である。

「抵抗」の問題を一個の理論命題としてとらえるのではなく、それを、福沢の思想・精神構造を根本において規制する原理にかかわるものとして問題にする場合、当然のことながら専ら特定の著述に因るということは分析の方法としては妥当でない。むしろ當為の立場に立つならば、龐大な資料の鳥瞰図をえがきうる程度にまで資料的に習熟し、それらを自在に駆使しうる境域に達していなければならぬであろうが（残念ながら筆者の力量は未だその域に至っていない）、ここでは、本稿の課題と視角にそうかぎり、管見に属する若干の資料を適宜引用するという方法を採用したことを予め記しておかなければならない。

註(1) 家永三郎「福沢論吉の人と思想」（現代日本思想体系2『福沢論吉』）「余論」にある福沢と同時代の人や「後の時代の学者の福沢観」を参照。

(2) 服部之総「明治のナショナルリズム」（服部之総著作集6『明治の思想』二八九頁）。因みに服部氏は、「旧絶対主義」思想の範疇に属する思想家に、本居宣長から平田篤胤そうして大國降止にいたる国学思潮の系譜や、佐藤信淵、本多利明等の対外的侵略主義の立場をとる人々の名をあげている。

(3) (4) 『福澤論吉選集』刊行の言葉（昭和二六年）

(5) (6) 服部之総「文明開化」（前掲『明治の思想』一八二頁）

福沢における「抵抗」の論理の展開

(7) 福沢の意義を「千百年來未だ嘗て眞實に反省されることのなかつた日本の封建主義に反省を求め、未だ嘗て正面から批判をゆるさなかつたその歴史的眞相を白日の下にあきらかにし、久しかりしその封建主義の抑壓の下から我が日本の人民及び學問思想及び教育が遂に自ら解放し自立しようとするの必然的事實を實現せしめようとした點」に見出す羽仁五郎氏(『白石・論吉』(昭和十二年)二三五頁)は、さらにまた、明治にあつて歴史の進歩や學問・教育の独立に対する権力の不当な圧迫と干渉を峻拒した福沢の姿勢が、「今日依然残存し、或はそれらが今日一層複雑な事情の中に一層惡質に作用しようとして居る限りでは、近代思想家としての彼の思想及び行動就中彼の著書著述は現在なお生きて新しい時代のために智慧をあたえ激勵と慰藉とをおくつて居る」(前掲書二三四頁)とその時代的意義を強調し、福沢思想を知識人が当時のフアナテインズムに決然と抵抗しその状況批判を展開するいわば思想的原理として把握していた事實を考えると、羽仁氏のさきの「人間としてのまた思想家としての」福沢評価の眞意がきわめて明瞭になる。

(8) 新しい福沢像の模索という問題は、当然に思想評価の基軸という思想史方法論につながる論点を内包するが、ここは抽象的な方法論議を展開させる場ではないので詳しくはふれられないが、本論に入る前に、主題へのアプローチの仕方及び分析方法の説明の一環としてごく簡単に筆者の「方法」をのべておきたい。

思想をとくにその機能(役割)に着目して考える場合、往々にして機構や制度 Institution に対する客観的役割を問う評価の方法が生まれる。よくいわれるところの体制の思想・反体制の思想といった対立図式がその代表例である。そうして、機能価値追究の態度はまた運動 Social movement ないし社会行動重視の立場にも通じる。

特定の思想が、運動の過程できびしいかすかずの試練と検証に耐え得てなお所期の実践目標の指針たりうるか否か、さらにまた、ある思想家が評価の対象に選ばれる場合、かれが運動(ある状況の中で発生した問題を解決するために組織せられた個人的、組織的規模での具体的な社会行動)にどの程度実践的に参加したか、そうしてかれの思想が運動の過程でどのような有効性を發揮しうるかという点に、おのずから評価のアクセントがおかれる。

つまり、そこでは理論や思想が何よりも組織論ないしタクティクスとして、問題にされ、思想主体の実践意欲の熾烈性が要請されるのである。このような運動史と密着した思想評価の哲学的根拠は、いうまでもなく「意識が生活を規定するのではなく、生活が意識を規定する」というあの有名な『ドイツチエデオロギー』の定式、即ち意識の存在制約性¹¹唯物論的思維方法の強調にある。「人間はかれらの表象、觀念などの生産者である。ただしこの人間というのは、かれらの生産力とそしてこれら生産力に對應する交通(その末端の形成體まで含めての)との一定の發展によって制約されているような、現實的な、活動しつつかある人間である。意識(Bewusstsein)とは決して意識的存在(Das bewusste Sein)以外のものではありえず、そして人間の存在とはかれらの現實的な生活過程である」Die deutsche Ideologie, (マルクス・エンゲルス)古在由重訳『ドイツ・イデオロギー』(岩波文庫版三一—三二頁)

思想が特定状況への対応——それが提起された問題に対して肯定的であれ否定的であれ——として生み出される以上、機能価値が評価軸として重要視されるのもたしかに一理はある。

そうして右のような方法が、思想の歴史性（時代的変遷や推移）や「志向」性を、イデオログの物質的基盤に還元することによって階級性——価値の相対性——を強調するなど鋭い方法的命題を提起するが、しかし、思想の全体構造や思想家を、一個の人間として、歴史の中に正当に位置づける作業についていうならば、人間の本質を「個々の個人に内在する抽象物としてではなく『社会的諸関係の総和 (ensemble)』」（マルクス「フオイエルバッハにかんするテーゼ」）にあるとし、「社会的諸関係の総和」としての「生産関係」と「生産力」Produktivkraftの矛盾に歴史発展の起動力を求めるその論理様式から、きわめて自然に「歴史における個人の役割」（ブレハーンフ）の過度の相対化が導き出される可能性については今や周知の事実である。

ここに考えられるもう一つの思想史のとらえ方として、思想ないし観念の全体構造に着眼する方法がある。たとえば、福沢の思想の社会的意義を問う場合、思想と一口にいってもその内容は抽象性において上、下いくつかのレベルがある。即ち、文明論や学問論という抽象性のたかい理論・学説から、一連のエッセイにみられる世界観・人生観、さらに時々の公私にわたる問題に対する意見や態度といういづれも何らかの程度において理性的な反省を経てあらわされた観念、さらに生活感情ないし意識下の次元における精神作用までいくつかの領域があり、それらのどの部分で「意義」を問題にするのかという疑問が起るであろう。しかし、いづれの領域においても「思想」をとりあげることができるのである。（観念形態の成層及び成層相互の関係については丸山真男「思想史の考え方について——類型、範囲、対象——」武田清子編『思想史の手法と対象』所収、竹内好『近代日本思想史講座』第一巻「講座をはじめに当って」等の論文を参照）

ただ、先にも述べたような意味での「一個の人間として」の福沢思想を把握しようと試みるとき、思想構造の「上」の成層の観念だけをとりあげるのではなく、より「低い」次元の意識ないし精神作用をも考察の対象とし、そのレベルで、いわばナマの形であらわされている観念内容の検討がなされないならば、たとい密度のたかい抽象命題を分析対象とする場合でも、命題の背後にある「精神」傾向や結論にいたる具体的な思惟のプロセスがわからないし、ひいてはその命題が福沢の観念形態において占める位置づけも正確にできないのではないだろうか。福沢の「抵抗」思想をテーマとする本稿にあってもやはり右のような方法上の要請はそのままではまるように思われる。

一 「抵抗」の論理構造(一)——『丁丑公論』の場合——

福沢の『^{明治}丁丑公論』が発表されたのは明治三十四年（一九〇一年）二月のことであり、『瘠我慢の説』（後述）とほぼ同じ頃に「時事新報」紙上に掲載された。⁽¹⁾

『丁丑公論』は、明治十年、西南戦争の鎮定せられた直後に、「日本國民抵抗の精神を保存して、其氣脈を絶つことなからしめん⁽²⁾」という基本前提に立って西郷隆盛（一八二七—一八七七）を擁護する意図をもって書かれたもので

あるが、それは、城山の露と消えた西郷を「庇護」するというような「人の爲に私する」⁽³⁾態度に出るものではなく、
 実に「一國の公平を保護せんが爲」⁽⁴⁾にわざわざ「數日の勞を費して一冊子を記」⁽⁵⁾す程の情熱をこめて作成せられたものであった。

『瘠我慢の説』における勝海舟並びに榎本武揚批判の様式と論拠は、まさに『丁丑公論』における西郷擁護のそれと軌を一にしており、しかもそこに展開せられている「抵抗」の倫理は、両書のジャーナルな時評的性格にもかかわらず福沢思想の基本原則を示している（『瘠我慢の説』の考証については後述第二章の註1を参照）。

福沢は、世論にみられる幾つかの西郷批判を逐一指摘し、それぞれに対して反駁しながら自説を詳細に展開している。

以下、主題との関連において『丁丑公論』のサムマリーと解釈を試みたい。

日本の近代史に一つのエポックメーカーキングを画した西南戦争（一八七七年）⁽⁶⁾の責任者西郷に対してあびせかけられた世上の批難のうち代表的な意見は、「大義名分」破壊者としての「廉恥節義」の問題、すなわち西郷「賊臣論」であった。

福沢は「一國人民の道德品行は國を立る所以の大本なり、苟も大義名分を破て政府に抗し、學者の議論に於て之を許すときは、人民の品行地に墜ちて又廉恥節義の源を塞ぐに至らん」（『福澤全集』第六卷五三五頁。以下、本文の引用はすべて『全集』第六卷所収の『丁丑公論』による）という論者の批難に対して、まず、「一身の品行」と「大義名分」の關係について次のように論じている。つまり、「大義名分」は、その本質的属性としては「公」で「表向」なのに対して「廉恥節義は私に在り、身に在る」（傍点筆者以下同じ）と。

両者を混同してはならないのであって、「私」の「廉恥節義」、つまり「一身の品行」が集まって「一國の品行」になるのである。

ところが「今の所謂大義名分なるものは、唯黙して政府の命に従ふに在るのみ」で「一身の品行は破廉恥の甚しき者」でも政府の命令に従い「其嗾する所に赴て、以て大義名分を全うす」るありさまである。それゆえ、「大義名分」を以て「一身の品行」を測ることはできない。

それのみか、「名分を破りて始めて品行を全うしたるの例は古今に珍らしからず」として幕末諸藩士の例をあげ、脱藩行為がまさに「君臣の名分」を破り「嘗て藩主の恩祿を食ひながら廢藩の議を發し或は其議を助けたるは、其食を食て其事に死するの大義に背く」ものであるにかかわらず、かれらは「賤丈夫」との批難をうけないのみか「當初其藩を脱すること愈過激にして名分を破ること愈果斷なりし者は、今日に在て名望を收むこと愈盛なるが如し」。まさに「昔日の浮浪」は「今日の義士」である。

このような事実に対して福沢は、「舊幕府及び諸藩の存在する間は、府藩の大義名分を守り、府藩斃れば翌日より新政府の大義名分を守」という「舊に新に右に左に唯勢力と錢の存する處に隨て其處の大義名分を守る者は、世上に其流の人少なからずと雖も、此輩の多寡を見て一國全体の間に行はるゝ道德品行の盛否を卜す可らず」という見解を導き出した。この論法からすれば、西郷は要するに、「今の政府」（明治政府＝筆者註）に対する「大義名分」を破つたにすぎないのであって、決してより基本的な「立國の大本たる道德品行」や天下の「道德品行」を犯した「賊徒」ではない。そこから、「大義名分」と「道德品行」（一身の）の區別、および「大義名分」の歴史的相対性の主張という二つの認識が産み出されるのである。

つぎに、「武人の巨魁」西郷が権力を握れば必ずや士族に「左袒」して人民を奴隷視するようになるのではないか、という危惧に対して、福沢は、西郷が士族を重んじるのは「封建世祿の舊套に戀々」としているからなのではなくて「其氣風を愛重する」故にである、と強調してさらにつぎのように語っている。幕末・維新の際に西郷がとった態度、即ち、徳川を倒したときに主君・島津家を新たに「將軍」の座に着せしめんと試みたり、あるいは「自ら封じて諸侯たらんことを求」めたこともない、そうしてまた、維新後、かれが参議として近代日本の政治制度に画期的な意義をもたらした廢藩置県の「大業」にあづかって大きな力を發揮したこと等をも明らかなように、かれは「自由改進を嫌ふ」「文明の賊」であるとは考えられない。それどころか、かえって「眞實に文明の精神を慕ふ者」としての面目躍如たるものがある。

なるほど西郷に「随従」する者の中には、神風連の残党や「旧諸藩の頑固士族」等が多くあったことから「自由の精神を害して人智の發達を妨るもの」があったことはあきらからである。

しかしかれらが西郷に従ったのは、西郷の「心事を了解して説を共にする」という態度に基づくものではなく唯「政府に抗するの事に與みする」だけの意味で参加したのである。

あたかもそれは、維新の際に改革者が「事を擧て舊幕府を謀」ったとき、「事の内實を知らず只管尊王攘夷の事と信じて之に随従した」「諸方の不平黨」に似ている。

したがって当の西郷は唯「此士族輩を器として用」いたにすぎない。なぜかれがそういう行為に出たのか。それは「每人に向て其心事を語るに違ある可らず」、またたとい語ってみても「了解」する者は少ないと思量したからである。そこで、福沢は、このような状態で仮りに西郷が所期の目標を達し得たとしても「此頑固士族の處置に困却す

ること、昔年長州にて木戸の輩が騎兵隊の始末に當惑したると同様の場合」に落ちるのではないかと甚だ「西郷の爲に謀て憂て」いるありさまである。

ここで注意しなければならないのは、福沢は、**実体としての封建武士と武士の「氣風」**、つまり士族の精神とを明確に區別して考えていることである。

福沢にあっては、武士の「氣風」こそまさに愛すべき「封建世ノ精神」(植木枝盛^{?)})として仰がれたのであるが、同時にそれは、かれの「抵抗」思想の根底を流れるエートスでもあった。

福沢は、「土風の美」の典型として「三河武士」をあげているが、そこに展開せられている「徳川家の主公」に対する「二念」のない、いわば理非を問わない絶対的忠誠は、それが、ある特定対象(ここでは徳川宗家)への piety を前提とするために一種のイラシヨナリズムへの傾斜をもつ姿勢に通じるが、かかる「葉隠」的精神が、一定の状況の下では思考や行動の合理的契機として開花するということ、そうしてまた、忠誠と抵抗という観念的には全く相異なる範疇に属する人の行為が、それに賭けられたエネルギーと姿勢の度合如何により、機能価値の完全な相互轉換が実現しうる、という一見パラドキシカルな抽象命題を提示している。この武士精神と「瘠我慢」の関係についてはあと(第二章)でまた詳細にふれることにして論旨をもとにもどそう。

西郷に対する批難は、その内容においてすこぶる多方面にわたって右にのべた論点の他にも、かれが志を得た場合、政府(西郷政權^{||}筆者註)が「兵力専制(ミリタリ・デスポチズム)の風」に流れ軍事的独裁政治が布かれるのではないか(これは先述した西郷の土族「愛重」論から直接的に導き出される)とか、西郷の行動が認められたならば、今後「他に又不平を抱く者を生じて更に騷擾に及ぶべし、今の政府の貴顯は平和を好むと雖も、今の地位に居ればこそ平和に依

頼すれども、既に地位を失へば平和も無用なり、必ず黨與を結で事を謀ることある可し」等という意見に対して、逐一、駁撃を加えている。

曰く、凡そ「人類の性質として専制を行ふを好まざる者はない」、けだし「専制」とは、人が「我が思ふ所を施行せんと欲」する「精神」（『丁丑公論緒言』）をいうからである。個々の人にしてそうであるのに「今の政府」がそれを行わない理由は何であるのか。それは結局、「心に好まざるに非ず、勢に於て能はざる」が故にそうなのである。

つまり、「今の日本は、兵力専制の行はる可き國に非ず」、ナポレオンやクロムウェルといえども「今の日本」においては「其伎倆を施す」機会はない。維新政府が諸々の開明政策を採用するのは、心底からそれを好んで行うのではなくて、「勢に於て能はざる」がためにである。「開國以來日本の勢は立憲の民政に赴くものにして、其際には様々の事變故障もあれども、大勢の進で止まざるは時候の次第に寒冷に赴き又暑氣に向ふが如くにして、之を留めんとして留む可らず」。しかし、途上に横たわる「事變故障」も「實の故障に非ずして却て大勢の進歩を助くるに便利なりしこと、（中略）之を譬へば向暑向寒の時候に大風雨あれば、風雨止んで俄に暑寒の勢を増すことあるが如し。風雨は暑寒の進歩を妨げずして却て之を助くるもの」なのである。

したがって、西郷がいかに「武人」といえどもかかる歴史的「大勢」に正面から立ち向うことはできない。それゆえに、西郷の挙動も所詮は「政府中の一小部分を犯すのみの企」にすぎず、到底それは「日本の全國を殲滅」したり「政府の全体を顛覆する」ような「政治上の大風雨」たりうるものではない。そこで「是等の事情をも吟味せずして徒に兵力専制の禍を恐るゝは狼狽の甚しき者」なり、と断言している。

このパラグラフで使われている「大勢」ないし「勢」というコトバは、福沢の基本的な歴史観とある内面的結びつ

きがあるときみなければならぬ。

福沢は『文明論之概略』その他の著述において、普遍的理性への信頼、理性による秩序形成等の近代精神 modern trends of thought に立脚したオプティミスティックな「進歩の歴史観」を展開しているが、その基礎的な哲学傾向は「理性の時代」・ヨーロッパ十八世紀啓蒙思想の核心をなす進歩の観念 *idée de progrès* に基づき、さらに経済学的な立場はマンチェスター派の経済理論の祖述者としてあらわれている。⁽⁹⁾

ここでいう「進歩の歴史観」とは、「人間の進歩改良は天の約束に定まり、開闢以来の事實に證して明に見る可し」「人間社會の進歩無窮にして地球の壽命永遠の約束なれば、進歩又進歩、改良又改良（中略）前途の望は洋々春の海の如し」⁽¹⁰⁾という人間・社會の無限進歩の観念を指すが、このような楽観的な社会・歴史観が「国家」のレベルで発現したとき、それは、「國として千萬年も満足の日ある可らず、多欲多情、多々ますく足るを知らずして一心不亂に前進するこそ立國の本色」なるゆえに「吾々國民は決して今日の有様に満足す」⁽¹¹⁾べきでないという、いわゆる「知足安分」の教えの峻拒となる。

ここで福沢の言わんとする点は二つある。一つは「末法」的歴史観の排除であり、もう一つは文明進歩の目標内容の究明である。

『福翁百話』において、「末世の今日といひ世道漸く澆季なりと云ふは、數千年の古より今に至るまで世人の常に口にする所にして、古今その口調を同うし、年々歳々ただ衰うるの一方のみにして更らに前途の望なきものゝ如し。果して然らば今世の人類は既に己に無智不徳の極に達して、恰も惡魔外道の成果、殆んど禽獸に等しき筈なれども、扱實際を見れば中々以て然らず、世界は進歩改良の最中にして、智徳共に次第に高尚に赴き、人情次第に緩和して、次

第に無智殺伐の苦界を免かるゝの事實は争ふ可らず⁽¹²⁾といい、文明進歩の目的は「國民全體を平均して最大多數の最大幸福に在るのみならず、其幸福の性質をして次第に上進せしむるに在⁽¹³⁾」⁽¹³⁾という。

そうして数百年の歴史を通観して、今日の「幸福」の量質共にわたる「増進」を明言してはばからないのである。つぎに、福沢の論駁の対象になった考え方は、西郷の秩序紊乱・法律無視による「違約の賊」観である。即ち、「苟も一國に政府を立て、法を定め、事物の秩序を保護して人民の安全幸福を進るの旨を誤らざれば、其國法は即ち政府と人民との間に取結たる約束なるが故に、此政府を顛覆して此法を破らんとする者は違約の賊として罪せざる可らず」という見解に対して福沢は「名」（「一國に政府を立て、法を定る」・「実」（「事物の秩序を保護して人民の幸福を進る」）二分法の発想に基づいて「名」よりも「実」の重視の必要を説いて次のような意見を開陳する。すなわち、「物の名のみ」に拘泥し、苟も政府の名あるものは顛覆す可らず、之を顛覆する者は永遠無窮の國賊なりとせば、世界古今何れの時代にも國賊あらざるはなし」という一般的な前提に立って、かかる認識を特殊日本の狀況に適應すれば、「今の政府の顯官も十年以前西郷と共に日本國の政府たる舊幕府を顛覆したる者なれば、其國賊たるの汚名は千歳に雪ぐ可らざるものと云ふも可ならん」、それなのに世論は「之を賊と云はずして義と稱する」のは果してなにゆえか。つまるところ、「舊幕府は政府の名義あれども、事物の秩序を保護して人民の幸福を進むるの事實なきものと認めたるがためにほかならない。ここから福沢は「有名無實と認む可き政府は之を顛覆するも義に於て、妨げなきの確證なり」という重要な命題を導き出す。即ちかれは、「名」と「実」の「分別」、「名」よりも「実」の強調、そうして、政府選択の原理としての、「人民の幸福」という三つの評価基準を提出することによって、単に西郷一個の擁護という「当面の」目標の達成を越えて、より広く「日本國民抵抗の精神」にとって不可欠な実践原理を提起しえたのであった。

よくいわれるところの福沢の国法尊重論も、このような政府機能の実質的検討という契機を無視してはその意義を正当に考えることはできない。(なお、「抵抗」の問題が権力対人民のレヴェルでどのように扱われたかという点については、第三章権力と「抵抗」の項で考えてみたい)

西郷「違約の賊」論に対するいま一つの批判のポイントは、西郷は彼の生涯に「初度の顛覆」(明治維新)と「再度の顛覆」(西南の役)という二度にわたる政府顛覆を試みたが、それぞれに対する論者の評価には重大な齟齬がある、として指摘した点である。

明治維新が、その規模と内容において「政府の主人を廢して之を幽閉し、故典舊物を殘毀して毫も愛惜する所なく、其官員を放逐し、其臣下を凌辱し、其官位を剥ぎ、其食祿を奪ひ、兄弟妻子を離散せしめて其流浪饑寒を顧みず、數萬の幕臣は静岡に溝瀆(こうとく)に縊るゝ者あり、東京に路傍に乞食する者あり、家屋鋪(やしき)は召上げられて半ば王臣の安居と爲り、墳墓は荒廢して忽ち狐狸の巢窟と爲り、慘然たる風景又見るに堪へず」という、まさに「此一点のみに就て論ずれば、西郷は人の艱難を醸したる張本」人との評価もなりたつ位であるが、明治維新が「文明進歩の媒と爲りて大に益する所あれば、人民一時の艱難は之を顧るに違あらず」として西郷は実に「忠勇第一等」の榮譽に輝やいたのであった。ところが「再度の顛覆」は、その志向性において、維新の变革のように、「政體の大體」を改めるといふいは制度的形態 *institutional patterns* の变革にまで向かうものではない。したがって「第一政府の主人たる天皇陛下の身に一毫の災厄ある可らざるは固より」、「今の政體は廢藩置県政令一途の旨に基き三五年以來大なる改革もなくして、即ち當初西郷が自から今の政府の顯官と共に謀て定めたる政體なれば、僅に數年の間に自から作りたるものを自から破るの理ある可らず」という認識が当然に成り立つ。

根柢ラディカル的な制度変革を目標としない以上、さきへのべた維新当時のような「政府の官員を擯斥する」こと「人品の如何をも問はず、其職務の種類をも論ぜず、官の人とあれば劍を以て之に接し、政府の根柢より枝末に至るまで之を顛覆殲滅して以て自ら快樂とする」如き、まさに「無情慘酷」な行為の発動は凡そ合理的な思考の範囲においては考えられないことである。唯、仮りに西郷が志を得て身を台閣に置きうることが実現したとしても、それによって政府内部におこりうる変動はせいぜい「二三の貴顯そのところが其處を失うて、之に随従する群小吏が一時に勢力を落すのみ」で、このように「數名の大臣を擯しりぞけ數十百の小吏を放逐するも、之を名けて政府の顛覆」とは到底言えない、それはいわば「官員の黜陟」にすぎず「政府に免職する者と拜命する者」との相互の交代を意味するものであって「政府は依然たる政府たる可き」ものなのである。

以上みてきたように、福沢は名・実二分法、ならびに二度の「顛覆」評価における「寛猛輕重」の偏差を指摘することによって、西郷に対する秩序紊乱、国法牴触の廉をもって「違約の賊」とする論難を排しようと試みたのである。ところで、『丁丑公論』の論調トーンはこのあたりで西郷弁護というこれまでのいわば消極的な姿勢から、より積極的に、西郷批難の論拠の正当性を問う方向へ転じている。具体的にはそれは、叛乱および「亂を爲すの原因」の究明というかたちで論理の展開がなされている。

福沢は西南の役の原因について、「西郷隆盛が兵器を携て熊本縣下に亂入したるは、其の亂入の日に亂を爲したるに非ず、亂を爲すの原因は遙に前日に在て存せり」とその端緒を明治六年の征韓論争に溯って考えている。

周知のように、征韓論の思想史的源泉は遠く幕末における尊王攘夷の思想にあるが、社会的背景としては維新政府の「開国和親」政策の採用によって、従来の攘夷思想が公然たる歴史の表舞台から後退を強いられることになり、それが社

会の底流となつて、漠とした拡がりをもつ排外的侵略意識となつて沈澱し陰然たる勢力を形成していたのが、時あたかも藩政改革・廢藩につぐ徴兵令（一八七三年）、秩祿処分（一八七五年）など近代日本を生みだす一連の制度改革が、今や旧勢力と化した士族の特権に矜持の剥奪のみならず生活の基礎までおびやかすにいたつて、それは、士族、とくに下層武士の経済的困窮に対する鬱憤と合流しもはや社会的勢力として無視できないものにまで昂揚したということが事件発端の一つの契機になっている。したがつて、不平士族の反政府的動向を「外」に転化するための方策、つまり対外侵略（「東亞經略の壯志」）——その最も可能性に富むものとしての征韓論——は、すでに政府首脳のしばしば唱えるところであつた。

このような社会的前提の上に、一八七三年朝鮮において大院君が鎖国排外政策を宣して政府の国交要求を拒否したことに端を發し、それが具体的な政治問題^{イッシュユ}と化したのである。西郷・板垣・江藤らは即時征韓の断行を説き、幾多の議を経て西郷を遣韓大使として派遣することを閣議で決定したが、その直後、岩倉・大久保・木戸らの遣外使節一行が帰国して、西郷の志が挫折するや憤然としてかれは板垣・副島・江藤らと連袂辞職し下野した。内治派と征韓派の争点はすでに明らかなように、征韓自体の是非をめぐる原理的差異ではなく時期の問題であり、「新政府」内部の勢力布置という政治的リーダーシップをめぐる要因がかなり本質的な契機であつたがゆえに、翌年の征台の役、江華島事件（「日鮮修好条規」締結）等の勃発は、いわば予定されたプログラムの着実な実行にすぎなかつたのである。それだけに西郷にとつては余計に「朋友に賣られたるものにして、心に忿々たらざるを得」ざる心境にあつたにちがいない。問題は外交政策にとどまらない。あれだけ「内治」整備を強調しておきながら、実情は「内務省設立（註一八七三年・明治六年、国内安寧保護の事務を管理する所として設置する）の頃より政務は益繁多にして、嘗て整頓の期あることなく、之に加ふるに地租の改正、祿制の變革を以て、士族は益窮し農民は至極の難澁に陥り、凡そ徳川の政府より以來

百姓一揆の流行は特に近時三四年を以て最とする」状態で、「方今の事物の有様なれば討幕の師は必竟無益の勞にし、今日に至ては却て徳川家に對して申譯けなし」と西郷に「常に慙羞の意」を起さざるをえないところにまで悲劇的な様相をつよめていた。

このような「有司専制」の政治を薩摩武士の「精神」はどのように受けとめたのであろうか。福沢の筆致は冴えていよいよ西郷擁護の核心にふれる。

薩摩の武士は「古來質朴率直」を旨として「徳川の太平二百五十餘年の久しきも遂に天下一般の弊風に流れず、其精神に一種貴重メンタリテイの元素を有する者」であった。ところが維新以後は「政府の官員たる者」と「薩に居る者」とではその精神態度において甚だしい懸隔が生じるにいたった。すなわち、都の「浮華輕佻」にならって「妾を買ひ妓を聘する者」や「金衣玉食、奢侈を極る者」、あるいは「西洋文明の名を口實に設けて、非常の土木を起し、無用の馬車に乗る等、郷里の舊を棄てて忘れたる者の如し」。ところがこれに反して「薩に居る者」は西郷・桐野(利秋)のような「地位に存るもの」でも「衣食住居の素朴なること毫も舊時に異ならず」といったありさまであった。

素朴・純誠の中にも「活潑屈強の氣力」を秘めた「少年血氣の輩」は「都下の惡習に倣」う「在東京の薩藩人を惡」むことその極に達し、ついに「官員の不品行なる者を蔑視」し「切齒扼腕」して「之を人面獸心」とのしるほどであった。維新政府の断行する諸々の政策が、結局は、封建社会から資本主義社会への基礎づくりという高度の目的意識に支えられて流出してくる以上、社会的矛盾がいきおい古き没落する運命にある士族層に集中したことは当然の事理であった。

版籍奉還・廃藩置県・秩祿処分・藩兵解散・徴兵令の施行等によって、制度としての封建秩序は音をたてて崩れて

ゆくのであるが、政治的なレヴェルダウンや経済的貧窮に加えて、武士にとっては一命にもかえがたい重さをもつ権威の根柢的な失逐（いわゆる四民平等の政策へ明治二年、藩士の家格の区別を廃止して華族、士族、平民という差別の平準化にすすむ。又、明治四年には穢多非人の称が廃止せられ、更に同年、農民間の身分制（草分・水呑・家抱など）を禁じ職業の自由が認められた）―士族の社会的地位の相対的「低下」―や廃刀令、徴兵令の公布―それはかれらが今まで「土百姓兵卒」と軽蔑していた鎮台兵制度の確立を意味した―等によって着々と実現せられていく）は、封建日本の核であり、今また新日本建設のヘゲモニーをとった薩摩藩士に対してたえがたい屈辱感を与え、「官員」の精神的頹廢に対するすさまじい憤激と怨恨ルサンチマンの炎となって燃えあがったのであった。

以上のように「乱」―西南の役の原因をいろいろとたずねてきて、窮極のところ、福沢は、政府の側により大きな非を見出すのであるが、しかし、原因において責を免れた故をもってそこから直ちに西郷の挙兵を「正理」として認める態度へと傾斜するものではなかった。すなわち、西郷の、「血氣の少年」に対する「制御の不行届」を責めてつぎのように語る。西郷の目からみれば、私学校党の部下のもつ「屈強正直せいちよくの氣力」にはたとい愛すべきものがあっても、かれらは所詮は一介の「腕力の兵士」にすぎない。しかるに、そのような「少年輩の意に戻ること能はずして」武器製造所を自発的に政府に返すこともせず、また西郷暗殺の真偽を質すを以て挙兵の直接的な契機とするとは甚だ「品價の賤しきものとして世界中に対して不外聞」極まりないことである。

いやしくも政府に抗する以上は、「第一薩人たる人民の權利を述べ、從て今の政府の壓制無狀を咎る」のでなければ挙兵の「大義名分」は成り立たないであろう。

もっとも、西郷が「少年の巨魁と爲りて得々たる者」でないことはあきらかか、むしろかれは、佐賀の乱の江藤新平、

萩の乱の前原一誠、さらに熊本神風連の乱など一連の不平士族の「暴發」にもくみせず、常に人にさとして「今は時節に非ず、爰は場所に非ず、我將さに我將さにとして之を籠絡したる」位であったから、血氣にはやる兵士や少年にくるしめられていたと解する方が当を得ていよう。そこで福沢は、「嗚呼西郷をして少しく學問の思想を抱かしめ、社會進歩の大勢を解して其力を地方の一偏に用ひ、政權をば明に政府に歸して其行政に便利を興へ、^{ひと}特に地方の治權を取て之を地方の人民に分與し、深く腕力を藏めて引て放たず、劍戟を變じて議論の鋒と爲し、文を修め智を磨き、工を勤め業を勵まし、隱然たる獨立の勢力を養生して他の魁を爲し、而る後に彼民選議院をも設け立憲政體をも作り、以て全日本國の面目を一新するの大目的を定めしめなば、天下未曾聞の美事と稱す可きなり」と、西郷のために心から嘆息するのである。しかしかれのこの憂悶は、当時世間一般に流れていた輕薄な臆測と結びつくものではない。

風説というのは、西郷が鹿児島に退いて後は「専ら外征の論を主張して少年を籠絡し、其我將さに、我將さにと云へるは、將さに朝鮮を伐ち、支那を蹂躪し、魯西亞を征し、土耳其を取らんとするが如き、漠然たる思想にして、爲に益少年好武の血氣を煽動して却て其動搖を制御する能はざるのみならず、己れも亦血氣中の一部分にして嘗て定りたる目的もなく、遂に今回の輕舉暴動に及びたり」というものであった。このような、あたかも西郷を「切齒扼腕」する私学校党の「一狂夫」視するとき「輕信」に対して、福沢はまさに全身をもって反駁にあたる。それはなによりもまず、西郷の人間に対する高い評価となつてあらわれている。曰く、「西郷は少年の時より幾多の艱難を嘗めたる者なり。學識に乏しと雖も老練の術あり、武人なりと雖も風彩あり、訥朴なりと雖も粗野ならず、平生の言行溫和なるのみならず、如何なる大事變に際するも其舉動綽々然として餘裕あるは、人の普く知る所ならずや」。

ここで思いおこされるのは内村鑑三（一八六一—一九三〇）の西郷評価である。内村は、高邁な「敬天愛人」の思想を抱き、さらにまた「徳ハ本也、財ハ末也」「小人ハ以テ己ヲ利セント欲シ、君子ハ以テ民ヲ利セント欲ス。己ヲ利スル者ハ公也、公ナル者ハ榮エ、私ナル者ハ亡ブ」⁽¹⁶⁾ というような「純粹な意志の力」をもつ西郷に、「道徳的な偉大、偉大の最善のもの」と主にその徳（倫理）性に注目しつゝ、まさに最高級の賛辞をおしみなく与えているのであるが、西南の役に際しては、「『餘り強すぎる情』が彼を叛徒と結びつける主な原因」となったという一般の「推測」に同意してつぎのようにのべている。「人間として最も強き人、併し彼は困窮者の懇願の前には自分で自分を殆ど如何ともすることは出来なかつた。二十五年前、彼は款待の印として己が生命を客人に與ふるの約束をした」（勤王の学僧月照と図った自殺を指す 筆者註）。そのかれが「今や再び、景慕し來る弟子等に對する友誼の印として、己が生命、己が名譽、己が一切を犠牲とするに至つたのであらう」。明治維新が、現実に西郷の理想にえがいたところのものとかくも大きなへだたりを生じた以上、かれが政府に強い不満の氣持を持っていたことは疑いのない事實であるが、さりとて、ただ「怨恨」のために「干戈」に訴へたと考えることは到底できない。少なくとも西郷にとって「叛亂は、彼の生涯の遠大な目的の達せられなくなったことに失望した結果であつたと余輩の主張するは、誤りであるか」。内村は右のように論じて逸材の喪失を心から惜しんだのであつた。

それでは、このようなすぐれた資質を備えた西郷が、なにゆえ「私學校黨の暴發」を制御できずに自らを「進退維谷」^{これきはまる}の境地に置かなければならなかつたのであろうか。ここで福沢は、政府の「間接法」的な薩摩統治の失敗を鋭く衝く。

征韓論争で廟議が分裂し内治派が優勢な位置にたつや、大久保利通（一八二〇—一八七八）は内閣の大改造や内務省を新設するなど中央集権的国家体制の整備を急ぎ、自ら大藏卿、内務卿等を歴任するなど大久保独裁政権の基礎作り

が着々と実行に移された。内務省はまさに Department of Home Affairs であって、そこでは内政百般を管掌し、「絶対主義天皇制の中央集権支配における権力装置の中核として、大衆運動の弾圧、思想取締から、選挙干渉、さらには各家庭の大掃除、祝祭日の国旗掲揚についての『説諭』まで、監視、統制⁽¹⁷⁾」し、「政府ハ父母ナリ、人民ハ子ナリ、タトヘ父母ノ教ヲ嫌フモ子ニ教ルハ父母ノ義務ナリ。誰カ幼者ニ自由ヲ許サン⁽¹⁸⁾」という警察国家的行政原理（事実それは初代警視長川路利良の言にあらわれている）にたつて「国内安寧保護」（過保護）の核としての機能を發揮した。明治七年前後から「政府の權は益堅固を致し、政權の集合は無論、府縣の治法、些末の事に至るまでも一切これを官の手に握て私に許すものなし。人民は唯官令を聞くに忙はしくして之を奉ずるに違あらず」といった状態が昂進するが、福沢は、それをあたかも「宗旨も學問も商賣も工業も悉皆政府の中に籠絡したる⁽¹⁹⁾」権力「偏重の禍⁽²⁰⁾」としてうけとめ、重大な警告を發している。

福沢はその文明論において、「事物の偏重⁽²¹⁾」ないし「權力の偏重⁽²²⁾」が文明の本旨に戻るゆえんを縷々説いている（「文明は多事の際に進むものなり。多事なれば各種の元素互に其權力の平均を得べし」、「ヂツフェレンションは文明の要訣なり。政府は手を引て私の世界に事を分たざる可らず⁽²³⁾」等）が、結局それは、日本人民に「獨一個人の氣象（インヂヴィヂュアリチ）」を育成し「全國人民の氣風」の根本的「矯正」を強調する姿勢につながるものであった。

一般的に言つて、「事物の偏重」と自治・自主の精神とは函數關係にあるが、現実の、旧士族層に対する藩閥政府の政策は、植木枝盛のいう「良民」としての士族の本領發揮を完全に閉塞させるものであった。

「廢藩以來日本の士族流は全く國事に關するの地位を失ひ、其無聊の有様は騎者にして馬を殺し、射者にして弓を折たる者の如し」、このような状態にあつては、「政府たるものが巧に間接の法を用ひ、其騎射の力の形を變化せしめ

て、他の方向に誘導するに非ざれば、鬱積極まって破裂に至る可きは、智者を待たずして明なる所」であるが、政府は「只管直接の策に出で、士族に劍を礪ぐ者あれば政府は銃砲を造て之に當らんとし、論客學者に喧しき者あれば律令を設けて之を禁止せんとし、其狀恰も雷を防ぐに鐵の天井を以てするに異ならず」というありさま。つまり政府は「其性質に従て更に方向を示し、間接に之を導いて其赴く所を變じ、或は以て轉禍爲福の功を奏す可きことある」にかゝわらず、むしろいたずらに「直接の策」に出で、「士族有志の輩」の自治の精神を抑制し、ついに「鬱積極まって破裂」の域に至らしめたのである。⁽²⁴⁾

福沢はこの「直接の策」を、さらにくわしく歴史的事実に則して批判している。

即ち、例の民会論⁽²⁵⁾が盛んに唱えられるやただちに、政府は「民會の説を嫌て之を防ぐのみならず、僅に二三の雑誌新聞紙に無味淡泊の激論あるを見て之に驚き、之を讒謗とし之を誹議とし、甚しきは之に附するに国家を顛覆するの大名を以てして、其記者を捕へて之を見れば唯是れ少年の貧書生」という滑稽ぶりを發揮する。福沢は民会については、「或は今の實際に行はれ難き場合もあらんと雖も、結局其元素は推考の理論を先にして腕力を後にするものなれば、今日に實效なきも、今日に之を起して其旨を奨勵し、以て後日の謀を爲すも妨なき」ことと考へ、いわば「元⁽²⁶⁾

素」⁽²⁶⁾ 文明社会の法則に則した政治意思の決定様式に着目してその政治的価値を認めていたような次第である。そこで政府も「早く其勢に乗じて事機を失ふことなく、姑く此民會論を以て天下の公議輿論と視做し、此公議輿論に従て士族の心を誘導すれば、名義正しく、人心安く、無聊の士族も始て少しく其力を伸すの地位を得て、其心事の機を轉ずるを得可し」、其上、学者や新聞記者等世上に「名望を得て有力なる者」を味方につけて動員し大いに「發論の自由」を許して言論活動を盛んにすれば、「其論鋒の向ふ所は必ず鹿兒島士族の腕力を頼て一方に割據するが如き

者を攻めて、遂には彼の頑士族の頑をも碎て不識不知の際に之を平和に導く可きは疑を容れず」、このような事態に至れば西郷もまた「心安くして恰も意外の僥倖を得たる思を爲す可きなり」と。

しかるに、政府はかかる「政略の巧」を發揮できず、いたずらに「直接の策」を用いるのみであった。

要するに、福沢は、ここで「間接の策」、「間接に之を誘導するの術」という術語によって、先にふれた「制御」技術の方法に加えて具体的な人民の政治意思をいかに合理的なルートを通して政策決定過程（デシジョンメイキング）に導入するかという近代政治学の普遍課題をきわめて原理的なたちで提起しているのである。

以上のべてきたように福沢は、西南戦争をひきおこし、西郷を「賊徒」と化せしめた原因については、政府の側にも重大な責任があったとみるのであるが、この点に関連して最後に次のような西郷擁護の論拠をあげている。

即ち、「都て國事の犯罪は其事を惡で其人を惡む可きに非」ず、政府は「往々之を許して妨げなきもの多し」という考え方がそれである。このような主張の背景には、たとえば「維新の際に榎本の輩を放免して今日に害なく却て益する所大なるが如し」といった具体的な数多くの史実の認識があったであろう。ところが不平士族に対する維新政府の態度は、佐賀の乱における江藤新平、萩の乱の前原一誠などにみられるように、とくに江藤の場合、「公然たる裁判もなく其場所に於て刑に處」するありさまで、それは「刑と云ふ可らず、其實は戰場に討取たるもの」に等しく、「鄭重なる政府の體裁に於て大なる缺典と云ふ可」きものであったが、前原の場合も同様に「其非を遂げて過を二に」するような扱い方で、このような事実が、西郷をして「亂丸の下に死して快とせざるは固より論を俟たず、假令ひ生を得ざるは其覺悟にても、生前に其平日の素志を述ぶ可きの路あれば、必ず此路を求めて尋常に縛に就くこともある可き筈なれども、江藤前原の前轍を見て死を決」せしめたのであろうと判断する。

したがって、この論法をもってすれば、政府は単に憐む可き西郷を「死地に陥れた」というだけでなく、まさにこれを「殺したる者」でもあったのだ。

ここにおいて「日本國民抵抗の精神」の典型としての西郷に対する福沢の評価はその極に達するのであった。曰く、「西郷は天下の人物なり。日本狭しと雖も、國法嚴なりと雖も、豈一人を容るゝに餘地なからんや。日本は一日の本に非ず、國法は萬代の國法に非ず、他日この人物を用るの時ある可きなり。是亦惜む可し」と。

註(1) 富田正文『福澤論吉全集』第六卷後記

(2)(3)(4)(5) 「明治丁丑公論」緒言(『福澤論吉全集』第六卷五三一—二頁)

(6) 西南戦争が勃発したとき、それが、先行の幾つかの土族暴動と共に明治「開化」の基礎をほりくづす「革命」^{レゾルチオン}として強い危機意識をもってうけとめられたのは、日本人よりもむしろ西洋人(精神・技術両面にわたる日本近代化の先導役をつとめた)の方に多くみられた。

着任後まもないドイツ人医師は次のようにのべている。「悪い時世だ九州島の南部にある鹿児島県は、サツマ人の本據であるが、政府に反旗を翻えして大騒ぎである。同地には不平組の舊大名島津三郎(かれは天皇から深く信頼されていたが、現政府の大官連により遠ざけられてしまった)や西郷大將が滞在している。(中略)もしサツマ方が勝てば恐らく十年前の舊態にもどることになるだろう。そしてこの開化の時代はすべて夢のように過ぎ去ってしまうであらう。」(傍点筆者) トク・ベルツ『ベルツの日記』岩波文庫菅沼龍太郎訳、第一部上、明治十年二月十三日の項。

(7) 植木枝盛(一八五七—一八九二)は「何ゾ封建世ノ精神ヲ愛セザル」という一文において武士の精神を「夫レ士ハ實ニ封建時代ノ尤物ニシテ、社会上等ノ地位ニ養ハレ、高上ノ教育ヲ受ケ、政府君主ヨリモ非常ノ厚遇優待ヲ蒙リ、愛國ノ精神、公共ノ思想ハ世界各國ニ徴シテ特ニ出格ニ係リ、廉耻ヲ知ルノ心甚タ厚ク、忠義公直ノ意モ亦甚タ深ク、智識才徳モ粗ホ備ハリテ、之ヲ要スルニ立派至極ナル道德充然トシテ滿チタル者ナリ」と称賛し、封建の世はともかく、「今日ニ在テ」は「大珍物、大貴重物」な「士の精神」を愛し保存することの必要を力説してやまないのである。『明治文化全集』第十四卷自由民権篇(續) 一三一頁。

(8) Harold J. Laski, *The Rise of European Liberalism*, 1936, p. 163.

なおラスキは十八世紀における時代思潮の特徴として懐疑主義(scepticism)と実証主義(positivism)にふれ、そうして懐疑論の背景にあるものとして理性的効用(rational utility)と理性の進歩をあげてゐる。cf. *ibid.* Chapter III *The Age of Enlightenment*.

(9) 山路愛山は、福沢が一方で「窃かに勝海舟翁が明治の世界に饒舌多言するを不快とし瘡我慢の説を作りて罵りたる狷介家」^{けんかいか}ぶりを發揮しな

福沢における「抵抗」の論理の展開

がら、他方また「大に町人道を鼓吹し、黄金崇拜、商賈崇拜の「一宗」を開いたのは、「武士が黄金を毛蟲同様に見做」す風潮のつよい時代にあつては一見矛盾を犯せる者との観を与えるが、「太平の天地に一個獨立の紳士として存在せんことを希望し朋友も、親類も、門人も、世間の人も悉く役人たるを競ふ世の中に立ちて、役人を眼下に見下し、獨り學者の體面を維持せん」とした福沢が、一癖ある「明治の偏人」としての自らを「立通すべき山賊の窟として黄金の城を夢みた」のはむしろ当然のこととして、さらに「劍既に錆び、鎗既に折れたる郡縣の世界に於いては自由を愛し、獨立を好み、體面を重んずる紳士の頼りて以て金城鐵壁となすべきものは(中略)唯黄金あるのみ」(但し愛山はこの点「是れは虫が好かぬ道理なれども眞の道理なり」とことわっている)、しかるにかかる「郡縣時代の劍道」としての「金儲の術」の必要性が「福澤先生出づるまでは、(中略)猶五里霧中」の状態であつたのは、「世間の士族に獨立自尊の精神なく他人の蔭に身を立てんとする、薄志弱行の者多かりし故なり」として暗に士族の「守舊」性を批難するとともに、「自主、獨立」の物質的基礎の理論化を試みた福沢の先駆性を強調して世間のいわゆる福沢「拜金宗」的批判を斥けた。山路愛山『現代金權史』、『明治文学史』等参照。なお福沢の経済学については野村兼太郎『福澤論吉選集』第三卷解題にくわしい。

(10) 「福翁百話」前途の望四『福澤全集』第六卷二一六―七頁。

(11) 同書「國は唯前進す可きのみ」(六十二)三〇六―七頁。

(12)(13) 同書「世は澆季ならず」(八十六)三四六―八頁。

(14) 内村鑑三は『代表的日本人』の中で西郷の「人」について次のようにのべている。「余輩は彼ほど人生の欲望の少き人を知らない。日本陸軍總司令官、近衛都督、閑僚の最有力者、彼の外觀は一兵卒のそれであつた。彼の月給は數百圓であつたが、彼の必要は十五圓を以て十分であつた。困窮せる友人は何人も自由にその殘額に與ることができた。東京番町の住宅は、家賃、一箇月三圓の身窄らしい建物であつた。彼の平常の服装は薩摩飛白であつた。廣い白木綿の兵兒帶を締め、大きな下駄を穿いてゐた。此の服装のまゝ、如何なる場所にも、宮中の宴會にも他の場所と同様に、出席するを辭さなかつた。食物は「自分の前に置かれたものは何でも撰った。嘗て訪問者のあつた時、彼は住宅にて兵士や書生數人と共に大きな手桶を圍み、容れ物に冷した蕎麥を食べてゐる所であつた。自分自身が最も單純な大きな子供であつたが、若い者たちと一緒に食事をすることは、彼の特愛の饗宴であつたものやうである」。(傍点原著者)『代表的日本人』(岩波文庫版三九頁)。このような無欲恬淡、謙遜にして幼児のごとき單純さを備えた西郷の人となりとかれの国家経綸の策ないし、政治思想(内村は、かれの生涯を貫ぬく二つの支配的な思想として「(一)統一的帝國(王政復興)と、(二)東亞の征服(東邦經略)」をあげている。前掲書二二頁)がどのように結びつくのか、さらにまた客観的な歴史過程において積極的な「個」がいかに大きな役割を果たすかという問題等は興味あるテーマとしてこのこる。

(15) 過激私学校党派が挙兵するにいたつた直接のキツカケは、内務卿大久保利通が、私学校党と鹿児島県庁の態度や行動の探索を目的に、鹿児島出身の中原尚雄(警視庁少警部)らを選んで帰国させたが、私学校党の激派グループが、これを中原らが西郷暗殺の密命を帯びて来たものと早合点し、中原少警部を捕えて西郷暗殺の陰謀を強制的に自白させた。そうしてこの事件につき責任を問うという名目で挙兵した。

(16) 西郷隆盛「生財」(内村前掲書『代表的日本人』より引用)なお鈴木俊郎氏の訳註参照。

(17) (18) 『政治学事典』一〇三〇頁

(19) (20) 「文明論之概略」卷之五『福澤全集』第四卷一五二頁・一四六頁。なお第九章「日本文明の由來」において、日本の権力偏重のありさまが、「一般に洽ねくして事々物々微細緻密の極にまで通達する有様」を詳細にのべて、「抑も文明の自由は他の自由を費して買ふ可きものに非ず。諸の權義を許し諸の利益を得せしめ、諸の意見を容れ諸の力を逞ふせしめ、彼我平均の間に存するのみ。或は自由は不自由の際に生ずと云ふも可なり。故に人間の交際に於て、或は政府、或は人民、或は學者、或は官吏、其地位の如何を問はず、唯權力を有する者あらば、假令ひ智力にても腕力にても、其力と名るものに就ては必ず制限なかる可らず」と古典的なりベラリズムの原理を説き、さらにこのような「偏重の禍」は諸々の社会關係（大は政府と人民の關係から、小は家族内の親子の關係にいたる一切の人間關係）における「強壓抑制の循環」、つまり抑圧、移讓の原理と不離一体の關係にあることを鋭く指摘している。

(21) (22) 同「文明論之概略」『福澤全集』第四卷一四五―一六頁。

(23) 「覚書」『福澤全集』第七卷六五七・六六六頁。

(24) 福澤の「間接の法」は「間接に之を誘導するの術」という考え方は、単に一個の政論として展開されているのではなく、同時にそれは、政府の人民「制御」に関するかれの基本的な政治思想であった。福澤には、凡そ政治ないし社会的事件はすべて何らかの根柢をもち、「遠く其源因を存」してはじめて出現するものであるということ弁えて、「天下人心の歸向する所」を深く洞察し「正しく其方向に従て」人民を統治することが必要である、という考えがあり、「多數の人の不平を慰め、有智有力の人民を籠絡し、社会の先導をなす」（『國會論』第三『福澤全集』第五卷七三頁）べしとの見解は、すぐれた近代的政治技術論でもある。「國會論」等参照。

(25) 自由民権思想の流れの中で、地方民會論の主張がどのような意味と位置を占めていたのか、とくに板垣等の「上流の民権説」（鳥尾小弥太）との關係において、それがどの程度まで、いわゆる「ブルジョア民主主義」の思想的源流になりえたかという問題はすでに多く論ぜられているにもかかわらず、筆者にとつてすこぶ興味あるテーマである。

明治初年以來の諸々の政策が士族層に与えた「鬱々の念嗷々の声」が、一方では征韓論に代表される一連の士族内乱となつてあらわれ、他方「民選議院設立の建白」となつて政治の舞台に華々しく登場するなど反政府運動の方向は大きく分岐するが、同時にまた士族層内部における幾多の理論的矛盾・抗争―たとえば「征韓論」派・「上流の民権説」対「民選議院設立」派・「下流の民権説」、それに上掲各グループに属する個々の成員相互の横断的な流動ないし結合（それは西郷挙兵の際の立志社の動きのようにテムポラルな出来事に直面した場合典型的にあらわれるなど―）により維新政府対士族層の對抗図式は甚だ複雑な色彩を帯びるのである。このような客観状況の認識の中で「中央」よりも「地方」、権力「中枢」よりも「底辺」におけるデモクラシーは民意の発掘と反映の制度化を意図して展開せられた地方公選民會論の位置づけがなされなければならぬであろう。なお民會論については大江志乃夫「民選議院設立建白と民會論」（一九五九年）を参照。

(26) 福澤が明治十年代に澎湃としておこつた国会開設論や民會論についてどのような態度をとつたかということとは「國會論」『福澤全集』第五卷等参照。

（未完）